

2021年4月7日

損害保険ジャパン株式会社

ワーケーションの普及を支援する新商品の発売 ～中小企業や個人が被るワーケーション中のリスクを補償～

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、ワーケーションの導入・取組みを支援するための中小企業向け商品『ワーケーション・マスター』と個人のお客さま向け商品『ワーケーションサポートプラン』の販売を開始します。

1. 背景・目的

総務省では、地方圏の活性化を目的に、「関係人口^{※1}」の拡大に向け取り組んでいます。また、観光庁では、テレワークの普及など働き方の多様化を踏まえ、「ワーケーション・ブレッジャー^{※2}」などの新たな旅のスタイルを提唱し、より多くの旅行機会の創出や観光需要の平準化に繋げる取組みを進めています。2020年10月に観光庁が実施したトライアル^{※3}では、ワーケーションなどにより、仕事のパフォーマンスが向上し、心身のストレスが軽減するなどの効果が実証されました。新型コロナウイルス感染防止対策などにより、場所にとらわれない働き方などを中心とした働き方改革が加速する中、今後、ワーケーションを導入する企業が増加していくことが予測されています。

一方で、従業員がワーケーション中にケガをした場合の労災の適用範囲や、業務用PCの損傷、不正アクセスによる情報漏洩などについて、企業や個人のお客さまからは導入に不安の声もあります。

このような社会的背景から、今般、損保ジャパンは『ワーケーション・マスター』、『ワーケーションサポートプラン』を開発しました。

※1 移住した「定住人口」でもなく観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと
(出典：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html)

※2 「ワーケーション」・・・Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。
「ブレッジャー」・・・Business（ビジネス）とLeisure（レジャー）を組み合わせた造語。
(出典：https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000294.html)

※3 官公庁職員によるワーケーション体験
(出典：https://www.mlit.go.jp/kankocho/category01_000111.html)

2. 中小企業向け『ワーケーション・マスター』の概要

(1) 補償内容

- ① 企業が従業員へ貸与している業務用機器（ノートPCなど）の補償
企業が所有する設備や什器に損害が生じた場合の修理費などを補償します。
- ② 貸与ノートPC内のプログラムやデータの補償
コンピューターウイルス、不正アクセスなどにより、記録媒体およびプログラム、データなどに生じた損害を補償します。

③ 旅先でのケガの補償（地震・噴火・津波によるケガを含む）

企業の従業員がワーケーション先で業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合の死亡・後遺障害補償保険金や入院補償保険金等をお支払いします（福利厚生の一環として、従業員のワーケーション中の補償を充実させたいという企業向けの補償です）。

※お客様のニーズに応じて必要な補償を組み合わせでご加入いただくことが可能です。

【事故例】

補償	事故例
①	従業員が滞在先へ持ち出した会社貸与のノートPCを誤って落とし、破損させた。
②	会社貸与のノートPCが滞在先で不正アクセスの被害に遭い、会社の所有する重要なデータに損害が生じた。
③	従業員が滞在先で家族と観光している最中で転倒し、通院をした。 従業員が滞在先で地震により転倒し、通院した。

(2) 付帯サービス

『ワーケーション・マスター』にご加入のお客様は、以下のサービスを無料でご利用いただけます。

①サクセスネット（ワーケーションの支援および企業の経営に役立つ情報提供サービス）

<サービス例>

・ホテル優待サービス

全国のビジネスホテルやリゾートホテルに優待価格で宿泊することができるサービス

・労務リスク診断サービス

労働災害や労務トラブルなど潜在化している労務リスクについて診断できるサービス

・ビジネスレポート

労務管理、業界動向、経営理念など経営に役立つ最新のビジネス情報など約 1,000 本のレポートを無料で閲覧できるサービス

②就業規則チェックサービス

企業の就業規則に問題がないか、条文ごとに社会保険労務士によるチェックが受けられるサービス

3. 個人向け『ワーケーションサポートプラン』の概要

(1) 補償内容

個人のお客さまがワーケーション中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償のほか、賠償責任や携行品損害、留守宅家財盗難の補償等、ワーケーションのために住居を出発してから住居に帰着するまでの間（以下、「責任期間」）の心配事を包括的に補償するプランです。

① ケガの補償

住居を出発してから住居に帰着するまでの間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

② 賠償責任を問われた場合の補償

責任期間中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

③ 携行品の補償

責任期間中に日本国内において発生した偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

④ 留守中の家財盗難の補償

責任期間中に留守宅内に収容されている家財が盗難に遭った場合に保険金をお支払いします。

【事故例】

補償	事故例
①	ワーケーション滞在先へ移動中に交通事故でケガをした。
②	業務終了後、出歩いていたら滞在先の備品を誤って壊してしまった。
③	観光中に誤って自分のカメラを落として壊してしまった。
④	ワーケーション中に空き巣に入られ、家の中の家財が盗難に遭ってしまった。

(2) 保険料

責任期間にかかわらず、保険料はワンコイン（500円）でご加入いただけるプランをご用意しました。

以上